

病院従業者に労務加配

昭和24年度生活物資需給基本計画の策定の際に、昨年10月より実施して来た主食の労務加配について、加配対象業種及び加配基準量の再検討が先頃行われた結果、今回更に従来加配の対象となつていなかった業種についても新しく加配の対象とすることに決定され、24年度の方針として食糧廳長官より、及び厚生省所管の業種については厚生大臣官房総務課長より都道府知事宛通知された。

今回加配の対象として保健婦、清掃、鼠族昆虫関係労務者とともに、病院の全従業者が新しく加配を受けることになった。対象は一般及び特殊病院の全従業者で、1人1日平均加配基準量は100瓦である。但し一般病院においては徹夜勤務をしたときのみが対象となる。特殊病院においては全勤務日数である。

なお一般病院の中には、児童福祉施設の中で医療法の適用を受けるもの及び監察医務従事者が含まれ、特殊病院とは癩、結核、精神、頭部及び脊髄の病院を指す。

病院管理者の必要とする醫事法規

医療法、同施行規則、
 医師法、同施行規則、
 歯科医師法、同施行規則、(歯科衛生士法)
 保健婦助産婦看護婦法、同施行規則、
 藥事法、同施行規則、
 麻藥取締法(及大麻取締法)
 健康保険法、
 國民健康保険法、(及び國家公務員共済組合法)
 船員保険法、
 労働者災害補償保険法、
 厚生年金保険法、
 生活保護法、同施行規則、
 未復員者給與法、(未帰還者給與法)
 優生保護法、
 保健所法、
 精神病院法、
 精神病患者監護法、
 結核豫防法、同施行規則、
 トラホーム豫防法、
 癩豫防法、
 傳染病豫防法、同施行規則、
 豫防接種法、
 性病豫防法、
 食品衛生法